



中村太郎税理士事務所  
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

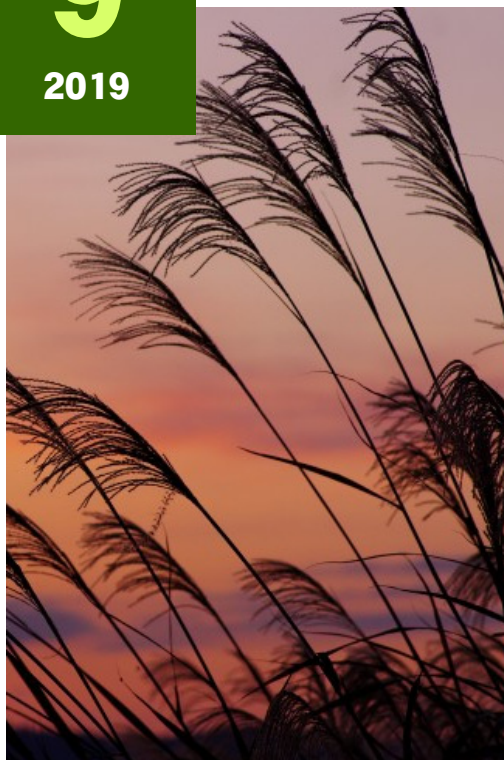
# NEWS LETTER

9月1日は防災の日です。またこの季節は風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策を見直してみてもいいのではないでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

9

2019



## 軽減税率制度開始に伴う 簡易課税制度の届出の特例と 事業区分の改正

押さえておきたい  
マタハラの基本知識  
業種別1法人あたり年間の  
交際費等支出額  
電子マネー利用の現状

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

# 軽減税率制度開始に伴う 簡易課税制度の届出の特例と 事業区分の改正



私は個人で農業を営んでおり、栽培した農産物（食品）を市場へ出荷する他、観光果樹園を併設して行う次の収入もあり、年商は毎年2,000万円程度です。

- ・ その場でもぎ取り食べてもらう入園料の収受
- ・ お土産用の個別販売

ところで、消費税率が8%と10%の複数となる今年10月から、税率ごとに経理しないといけないと聞きました。しかし、家族経営のため事務人員がさけません。そこで、消費税の納税計算について、簡易課税制度の適用を考えています。簡易課税制度の適用にあたり、何か注意すべきことはありますか？



**A** 令和元年10月1日から消費税率が10%へと引上げられると同時に、8%の軽減税率制度が開始します。このような複数税率となることから、原則、税率ごとに区分して経理することが求められます。この軽減税率制度開始や区分経理に伴い、簡易課税制度は大きく2点改正がされました。適用の際は、その点をご注意ください。

## 1. 簡易課税制度とは

消費税の納付税額は、課税期間（原則、個人は暦年、法人は事業年度）ごとに、次の算式により計算します。

課税売上げに係る消費税額  $-$  課税仕入れに係る消費税額

この算式のうち右側の“課税仕入れに係る消費税額”について、基準期間（個人は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、一定の届出書を期限内に提出することで、実際の課税仕入れから計算するのではなく、算式左側の“課税

売上げに係る消費税額”をベースとした、次の算式により計算ができます。

課税売上げに係る消費税額  $\times$  みなし仕入率

この“みなし仕入率”とは、課税売上げを次の6つの事業に区分し、その事業区分ごとに設定された率です。

【事業区分】	【みなし仕入率】
第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（サービス業等）	50%
第六種事業（不動産業）	40%

このように、課税売上げのみを把握していれば、消費税の納付税額を計算できるのが、簡易課税制度です。ただし、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えた課税期間には適用できない他、原則、2年間は適用しなければなりません。

## 2. 改正その① 届出の期限の特例

簡易課税制度の適用を受ける場合には、原則、適用しようとする課税期間**開始の日の前日までに**「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下、届出書）を所轄の税務署長へ提出します。

この届出書の提出期限について、軽減税率制度開始に伴い、主に次の特例が設けられました。

<b>対象事業者：</b>	課税仕入れ等を税率の異なるごとに区分することについて困難※な事情がある基準期間の課税売上高が5,000万円以下である中小事業者 (※) 困難の度合いは問われません。
<b>主な特例の内容：</b>	届出書を <b>提出した課税期間</b> から簡易課税制度を適用することができる
<b>適用対象期間：</b>	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間（提出は、令和元年7月1日から可能）

## 4. ご相談のケース

### (1) 届出書の提出期限

ご相談のケースは個人のため、課税期間を原則の暦年と仮定した場合の、簡易課税制度の適用を開始する課税期間に応じた届出書の提出期限は、それぞれ次のとおりとなります。

適用を開始する課税期間	届出書の提出期限
平成31年1月1日 ～令和元年12月31日	令和元年12月31日（特例）
令和2年1月1日 ～同年12月31日	令和2年12月31日（特例）
令和3年1月1日 ～同年12月31日	令和2年12月31日（原則）

### (2) みなし仕入率の改正

ご相談のケースは農業であることから、令和元年10月1日以後は、先述のみなし仕入率の改正の影響を受けます。収入の内訳ごとに適用するみなし仕入率を、次に例示しました。適用するみなし仕入率を誤らないよう、ご注意ください。

収入の内訳（例示）	適用するみなし仕入率	
	～令和元年9月30日	令和元年10月1日～
農産物（食品）の市場出荷に係る収入※	70% （第三種事業）	80% （第二種事業）
観光果樹園でもぎ取りその場で食べてもらう入園料の收受	70% （第三種事業）	
観光果樹園での土産用個別販売収入	70% （第三種事業）	80% （第二種事業）

(※) 令和元年10月1日以後は、委託販売に係る農協等の販売手数料を差引いた額を課税売上上げとすることはできません。

## 3. 改正その② みなし仕入率の改正

軽減税率制度の開始により、令和元年10月1日以後の取引から、第三種事業に該当する製造業等のうち、農業・林業・漁業のいずれかが行い、軽減税率制度が適用される取引は、これまで第三種事業であったものが第二種事業として、みなし仕入率80%が適用されます。

<b>対象事業：</b>	農業、林業、漁業
<b>みなし仕入率[改正]：</b>	①対象範囲 消費税の <b>軽減税率が適用される飲食料品の譲渡</b> に係る事業区分 ②みなし仕入率 第三種事業(70%)→ <b>第二種事業(80%)</b>
<b>適用日：</b>	令和元年10月1日以後の取引

特に届出の期限の特例は、対象事業者であれば業種は問いません。期間は短いものの、対象となる課税期間内に適用すべきか否かを検討できることが最大のメリットです。ただし、簡易課税制度の適用はデメリットもあります。慎重な判断が求められることから、適用を検討される際には、必ず当事務所までご相談ください。

# 押さえておきたいマタハラの基本知識

マタニティハラスメント（以下、マタハラ）に関連するような労働トラブルを目にする機会が増えてきています。そこで今回は、改めてマタハラとは何か、マタハラに該当しない業務上の必要性に基づく言動とはどのようなものかを確認し、効果的な防止対策を行いましょう。

## ■ マタハラとは

マタハラとは、職場において行われる上司・同僚からの妊娠・出産、育休等の利用に関する言動により、妊娠・出産した女性労働者や育休などを申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されることをいいます。このマタハラには「制度等の利用への嫌がらせ型」と、「状態への嫌がらせ型」の2種類があります。

### ① 制度等の利用への嫌がらせ型

育休などの制度の利用を阻害したり、利用したことにより嫌がらせなどをするものをいう。

[典型的な例]

上司・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と繰り返し発言し、就業する上で看過できない程度の支障が生じている。

### ② 状態への嫌がらせ型

妊娠などをしたことにより、嫌がらせなどをするものをいう。

[典型的な例]

上司に妊娠を報告したところ、「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない。」といわれた。

## ■ 業務上の必要性に基づく言動とは

ここまでマタハラについてとり上げましたが、業務分担や安全配慮の観点から客観的に見て、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、マタハラには該当しないとされています。そのため業務上の必要性の判断については、状況に応じて慎重に判断し、対応することが求められます。

### 【例】

マタハラに 該当する	マタハラに 該当しない
妊娠中に医師から休業指示が出た場合など、従業員の体調を考慮してすぐに対応しなければならない休業についてまで、「業務が回らないから」といった理由で休業をさせない行為	定期的な妊婦健診の日時など、ある程度調整が可能な休業等について、その時期をずらすことが可能なのか、従業員の意向を確認する行為

なお、従業員の意を汲まない一方的な通告はマタハラとなる可能性があるため、注意が必要です。

日常の労務管理を行う管理職にとっては、部下から妊娠や出産、育児に関する相談があったときに、マタハラを意識するあまり、どのように対応したらよいのか困るケースも出てくるでしょう。そのため、管理職を対象に具体例を交えながら社内研修を実施するなどして、マタハラとなるような言動を防ぎ、適切な配慮がされるようにしていきたいものです。



# 業種別1法人あたり年間の 交際費等支出額

ここでは、今年6月に発表された国税庁の調査結果※から、業種別に2017年度（平成29年度）分の1法人あたり年間の交際費等支出額をみていきます。

## ■ 製造業の平均は 368.1万円

上記調査結果から、業種別に利益計上法人の1法人あたり年間の交際費等支出額をまとめると、右表のとおりです。

製造業の資本金階級計をみると、交際費等支出額が最も高いのは、化学工業の699.5万円でした。最も少ない繊維工業の額の3倍超です。

製造業の資本金階級計の平均は、368.1万円となりました。2016年度分より、2.4%の増加です。

## ■ 製造業以外は 243.2万円

製造業以外の資本金階級計をみると、最も高いのは運輸通信公益事業でした。

製造業以外の平均は243.2万円で、製造業の平均よりも120万円ほど低くなりました。

貴社の交際費等支出額と比べてみてはいかがでしょうか。

業種・資本金階級別1法人あたり年間の交際費等支出額（利益計上法人、千円）

製造業							
資本金階級	繊維工業	化学工業	鉄鋼金属工業	機械工業	食料品製造業	出版印刷業	その他の製造業
100万円以下	715	1,340	1,200	1,185	742	786	1,003
100万円超	450	1,400	1,512	1,186	826	1,387	906
200万円 "	799	1,209	1,275	1,170	952	994	1,055
500万円 "	1,536	2,028	2,129	2,031	1,846	1,893	1,814
1,000万円 "	2,328	2,528	2,951	2,697	2,831	2,563	2,400
2,000万円 "	2,469	3,706	4,125	3,851	3,452	3,961	3,390
5,000万円 "	4,151	7,881	7,827	6,367	7,365	7,815	6,069
1億円 "	6,425	16,516	10,742	9,132	13,886	40,085	12,167
5億円 "	18,200	26,549	19,467	17,790	49,865	111,056	35,633
10億円 "	30,571	49,876	28,560	29,384	61,276	109,190	37,548
50億円 "	58,000	82,145	54,250	53,913	109,158	48,333	58,280
100億円 "	127,750	305,659	363,091	134,333	361,897	670,600	361,211
計	2,146	6,995	3,128	3,252	4,022	3,824	2,396
製造業以外							
資本金階級	建設業	卸売業	小売業	料理飲食旅館業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業
100万円以下	1,513	1,249	939	1,393	961	1,152	1,295
100万円超	1,635	1,110	1,002	1,255	1,078	1,392	1,162
200万円 "	1,798	1,261	988	1,115	948	1,479	1,233
500万円 "	2,498	2,136	1,605	1,569	1,777	2,180	2,042
1,000万円 "	3,168	3,102	2,182	1,949	1,962	2,618	2,576
2,000万円 "	4,221	4,974	3,429	2,722	2,724	3,454	3,580
5,000万円 "	9,470	10,266	7,329	4,045	4,321	6,692	6,110
1億円 "	25,775	23,121	15,714	7,817	8,957	12,873	10,560
5億円 "	48,529	39,261	17,158	24,943	23,784	25,826	18,710
10億円 "	103,542	64,139	52,463	59,642	32,877	26,047	29,558
50億円 "	170,250	126,926	70,417	110,357	25,071	71,103	64,673
100億円 "	1,076,133	294,341	119,025	48,714	226,063	302,041	194,464
計	2,774	3,539	1,681	1,664	1,664	3,706	1,998

国税庁「平成29年度分会社標本調査」より作成

※国税庁「平成29年度分会社標本調査」

内国普通法人を対象に、2017年（平成29年）4月1日から2018年（平成30年）3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、2018年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2017/kaisya.htm>

# 電子マネー利用の現状

近年キャッシュレス決済手段が多様化し、利便性も向上しています。ここでは、今年6月に発表された総務省の調査結果※から、電子マネーの利用状況に関するデータをみていきます。

## ■ 利用世帯割合は50%超に

上記調査結果から、2008年（平成20年）以降の全国二人以上世帯における、電子マネーの保有割合や利用割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】電子マネーの保有・利用世帯の割合（%）

	保有世帯割合	利用世帯割合
2008年	26.3	19.3
2009年	29.7	22.3
2010年	36.5	29.7
2011年	37.4	30.6
2012年	41.1	34.4
2013年	45.8	39.1
2014年	49.9	43.2
2015年	49.6	41.5
2016年	51.9	43.9
2017年	54.3	45.5
2018年	59.2	50.4

総務省統計局「家計消費状況調査年報（平成30年）結果の概況」より作成

直近の2018年の状況をみると、電子マネー保有世帯割合は59.2%、利用世帯割合は初めて50%を超えました。

## ■ 平均利用金額は2万円に近づく

調査対象の電子マネーは、交通系や小売系、専門系などに分類され、鉄道やバスの乗降時や買い物時などに利用されます。表1の利用世帯における、1ヶ月の平均利用金額などの推移をまとめると、表2のとおりです。

【表2】電子マネー利用世帯の1ヶ月の平均利用金額と二人以上世帯全体に占める1万円以上利用した割合（円、%）

	平均利用金額	1ヶ月1万円以上利用した割合
2008年	8,727	6.0
2009年	8,897	7.1
2010年	9,588	10.5
2011年	11,116	12.1
2012年	11,269	14.1
2013年	12,044	17.0
2014年	12,480	20.1
2015年	16,382	21.9
2016年	17,318	23.7
2017年	17,644	24.6
2018年	18,256	28.0

総務省統計局「家計消費状況調査年報（平成30年）結果の概況」より作成

1ヶ月の平均利用金額は、2011年に1万円を超えました。その後2018年には18,256円と2万円に近い額になっています。なお、2018年の結果で最も割合が高い平均利用金額帯は、1万円以上3万円未満でした。

また、全国二人以上世帯全体に占める1ヶ月1万円以上利用した割合は、2018年には28.0%と全体の1/4を超えました。

事前に現金をチャージして使用する電子マネーは、比較的分かりやすい決済手段といえましょう。そのため、キャッシュレス決済が初めての方にも使いやすく、今後も利用する人は増えるのではないかと考えられます。

※総務省統計局「家計消費状況調査年報（平成30年）結果の概況」

全国3,000の調査地点より選定した約3万世帯を対象とした調査です。この調査での「電子マネーの利用」とは、事前に現金と引換えに金銭的価値が発行されたICカードやプリペイドカード等（Suica、ICOCA、PASMO、nanaco、WAON、楽天Edy、WebMoney、BitCash、クオカードなど）の利用をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/joukyou/2018ar/index.html>

今年のシルバーウィークは大型連休ではありませんが、取引先の休業状況は確認しておきましょう。また台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2019年9月

## お仕事備忘録

### 1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

### 2. 地域別最低賃金の改定額の公示

### 3. 障害者雇用支援月間

### 4. 日・中社会保障協定の発効

### 5. 内定式の準備

### 6. 防災や安全対策の見直し

#### 1. 社会保険料 定時決定結果の反映 (9月より)

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

#### 2. 地域別最低賃金の改定額の公示

10月1日以降に発効される2019年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県ごとに改定額と発効年月日が異なるため、確認の上、自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べるようにしましょう。

#### 3. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。現在、民間企業における障害者の法定雇用率は2.2%となっていますが、2021年4月までに2.3%への引上げが予定されています。そのため法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

#### 4. 日・中社会保障協定の発効

9月1日より日・中社会保障協定が発効されます。これまで日本・中国の両国から相手国に派遣された駐在員は、両国で年金制度に加入する必要がありました。この協定の発効により派遣期間が5年以内であれば、原則として派遣元国の年金制度のみに加入することになります。

#### 5. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

#### 6. 防災や安全対策の見直し

##### [防災対策]

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- 大雨で雨もりがしてしまうかも！  
施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。
- 万が一が起きてしまう前に！  
ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

##### [交通安全運動]

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。



2019.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	仏滅	
2	月	大安	
3	火	赤口	
4	水	先勝	
5	木	友引	
6	金	先負	
7	土	仏滅	
8	日	大安	白露
9	月	赤口	
10	火	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分）
11	水	友引	
12	木	先負	
13	金	仏滅	
14	土	大安	
15	日	赤口	
16	月	先勝	敬老の日 ●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	火	友引	
18	水	先負	
19	木	仏滅	
20	金	大安	
21	土	赤口	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	日	先勝	
23	月	友引	秋分 秋分の日
24	火	先負	
25	水	仏滅	
26	木	大安	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	先負	
30	月	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）